

令和5年度国保税 ひとり世帯 算定詳細

		令和5年度			令和4年度			
		※課税総所得金額は、所得額から43万円（基礎控除）を引いたもの。43万円以下の場合は0円。		各区分の計			各区分の計	
医療分	所得割	(0円-43万円⇒0円)	0円 × 6.8% =	0円	13,200円 (100円未満切捨)	0円 × 6.6% =	0円	
	資産割		0円 × 12% =	0円		0円 × 24% =	0円	
	均等割	※均等割・平等割は7割軽減適用	6,510円 × 1人 =	6,510円		5,520円 × 1人 =	5,520円	
	平等割			6,720円			6,720円	
後期高齢者支援金分	所得割		0円 × 1.9% =	0円	3,600円 (100円未満切捨)	円 × 1.7% =	0円	
	資産割		0円 × 3% =	0円		円 × 6% =	0円	
	均等割		1,800円 × 1人 =	1,800円		1,380円 × 1人 =	1,380円	
	平等割			1,830円			1,680円	
介護分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割		0円 × 1.38% =	0円	3,400円 (100円未満切捨)	0円 × 1.1% =	0円	
	資産割		0円 × 2% =	0円		0円 × 4% =	0円	
	均等割		2,040円 × 1人 =	2,040円		1,590円 × 1人 =	1,590円	
	平等割			1,380円			1,260円	
国保税額					20,200円			18,000円

医療分とは・・・国保加入者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税です。

後期高齢者支援金分とは・・・後期高齢者医療制度の加入者の医療給付費を支援するための保険税です。

介護分とは・・・介護保険の第2号被保険者としての保険税です。40歳以上で65歳未満の方が対象です。